

**2020年度同志社大学大学院司法研究科**  
**後期日程入学試験問題解説**  
**行政法**

本問は、著名な川崎民商事件（最大判昭和47・11・22民集26巻9号554頁、行政判例百選I〔第7判〕103）を参考にしつつ、この事件の当時にはなかった国税通則法74条の2の適用も事案に取り込んで構成されている。教科書類で「行政調査」の項目の下に論じられる、基本的かつ重要な論点を扱っている。

（資料）の条文が示すように、現行の国税通則法74条の2は、課税処分のための税務調査に関して事前の通知を要求し、その適正化と円滑化を図っているのであるが、税務調査の権限行使については、これ以外にも、条文から読み取られるべき制約がある。すなわち、同法128条2号・3号は、適法な税務調査に対する、納税義務者による忌避・妨害等の行為を刑事罰の対象としているが、他方で、同法74条の8は、税務調査を「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」旨定めている。そうすると、Cがパソコンを調査から守ろうとした行為は、確かに刑事罰の対象となりうるものであるが、この行為は、税務調査とは別立ての手続によって調査ないしは捜査される必要がある。B1・B2の両名が現場で適法になしえたのは、「この税務調査への妨害を続けると、あなたは刑事罰を受けることになる。それでも良いのか。」等と述べてCの行為を制止することであり、比較的穏健な態様によるとはいえ、Cに対して有形力を行使し、その意に反して帳簿書類等のデータを含むパソコンを持ち去ったことは違法である。

以上の解釈論は、川崎民商事件最判をはじめとする判例が、当然に含意するところである。同最判は、税務調査には憲法上の令状主義が及ばないとした理由の一つに、検査拒否罪による間接的強制が「実質上、直接物理的な強制と同視すべき程度にまで達しているものとは、いまだ認めがたい」ことを挙げている。この点は、教科書類にも、しばしば触れられている。

このように、本問では、税務調査その他の行政調査の場合、その権限の行使、とりわけ有形力の行使については厳密な制限が課されていることを理解できているかどうか、が問われている。上記のような判例についても言及できた答案は、高い評価を受ける。